

○福岡県警察自動車運転技能検定規程の運用について（通達）（概要）

（昭和51年福岡県警察本部内訓第4号）

この内訓は、福岡県警察自動車運転技能検定規程（昭和51年福岡県警察本部訓令第7号）の規定に基づき、規程の運用について必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 自動車運転技能検定の検査官の指定
- 自動車運転技能検定業務の担当区分
- 自動車運転技能検定の合格の取消し等

などの項目からなっている。